

労災保険の「メリット制」のご案内

労災の発生状況により、保険料が変わります

労災保険制度では、事業の労働災害の発生状況に応じて、+40%から-40%の範囲で、労災保険率を増減させる制度（メリット制）を設けています。

平成22年に船員保険が労災保険に統合されてから3年が経過したため、船舶所有者の事業についても、適用要件を満たしている場合には、平成26年度から「メリット制」が適用されます。

【メリット制の概要】

■適用要件

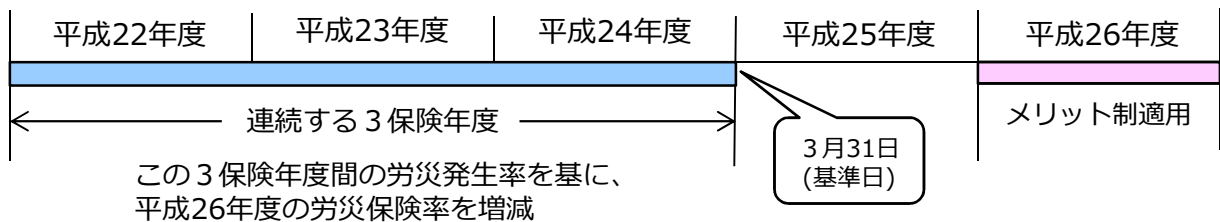
次の2つの要件を満たしている事業には、メリット制が適用されます。

- (1) 連続する3保険年度中の各保険年度において、労働者数が20人以上であること
- (2) その3保険年度中の最後の保険年度の3月31日（基準日）現在で、労災保険の保険関係が成立してから3年以上経過していること

■適用時期

連続する3保険年度の最後の年度の翌々年度から適用となります。

（例）平成26年度から適用になる場合



■メリット制を適用した労災保険率の通知

メリット制を適用した労災保険率（メリット料率）は、厚生労働省から送付する「年度更新申告書」に同封する「労災保険率決定通知書」でお知らせします。

（労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、委託先の労働保険事務組合に送付）

詳細は、都道府県労働局にお問い合わせください。
厚生労働省ホームページでも詳細情報をご覧いただくことができます。

厚生労働省ホームページ（労働保険に関する総合情報）

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm

トップページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労働保険の適用・徴収 > 労働保険に関する総合情報はこちら



(参考) メリット料率の算定方法

メリット料率は、労働災害の多寡（発生率）と、それに基づく増減率（+40%から-40%）を使って、次の手順で算出します。

① 労災の発生率の算出

メリット収支率の算定

[算定式(A)で計算]

② 割引・割増される率の算出

メリット収支率からメリット増減率を判定

[増減表で判定]

③ 納める保険料率の確定

その数値を使ってメリット料率を算出

[算定式(B)で計算]

① メリット収支率の算定

連続する3保険年度についての、保険給付^{※1}と保険料の比率（労働災害の発生率）が「メリット収支率」です。原則として、算定式（A）により算出します^{※2}。

※1 特別支給金を含む。

※2 実際の算定は、年金による保険給付は一時金に換算する、保険料には調整率（船舶所有者の事業は0.35）を掛けるなど、細かいルールにしたがって行います。

(A) メリット収支率の算定式（概念）

$$\text{メリット収支率（％）} = \frac{\text{3 保険年度間の保険給付額}}{\text{3 保険年度間の保険料の額} \times \text{調整率}} \times 100$$

② メリット増減率の判定

算定したメリット収支率を「増減表」に当てはめて、労災保険率の増減率を判定します。

【増減表】

メリット収支率	増減率
10%以下	40%減
10%超え20%まで	35%減
20%超え30%まで	30%減
30%超え40%まで	25%減
40%超え50%まで	20%減
50%超え60%まで	15%減
60%超え70%まで	10%減
70%超え75%まで	5%減
75%超え85%まで	増減なし

メリット収支率	増減率
85%超え90%まで	5%増
90%超え100%まで	10%増
100%超え110%まで	15%増
110%超え120%まで	20%増
120%超え130%まで	25%増
130%超え140%まで	30%増
140%超え150%まで	35%増
150%超え	40%増

③ メリット料率（メリット制適用後の保険率）の算出

船舶所有者の事業の労災保険率から、通勤災害や二次健康診断などの給付に充てる分の保険料率(非業務災害率)を引いた率を、判定したメリット増減率で増減します。この値に非業務災害率を加えたものが「メリット料率」になります。

(B) メリット料率の算定式

$$(\text{労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{100 + \text{メリット増減率}}{100} + \text{非業務災害率}$$

[50/1,000]
[0.6/1,000]
[0.6/1,000]

◆平成26年度の船舶所有者の事業の労災保険率は1,000分の50、非業務災害率は1,000分の0.6